

「E U型軽減税率制度」の特質・課題	「日本型軽減税率制度」(案)～「還付ポイント制度」～
<p><b>【基本的特質】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (低所得者対策として相応しい) 対象品目を特定し、購入した品目について消費税負担を軽減。</li> <li>○ 購入の都度、消費者が軽減のメリットを実感。</li> <li>○ 給付や所得税の税額控除ではなく、消費税そのものの負担を軽減する消費税制の仕組み。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「<u>還付ポイント対象品目</u>」を特定。</li> <li>○ 個々の消費者は、「<u>還付ポイント対象品目</u>」の購入により<u>実際に負担した消費税相当額の一部を還付される。</u></li> <li>○ 消費者は、<u>買い物</u>の都度、<u>還付相当額</u>の「<u>還付ポイント</u>」を取得。</li> <li>○ 消費税そのものの還付として制度化。</li> </ul>
<p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象品目設定の悪循環 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象品目を広く取ると所要財源が大きくなるため、対象品目を限定せざるを得ない。しかし、消費者や事業者の理解が得られなくなるため、結局、対象品目の見直しの声(陳情合戦)が高まる。</li> </ul> </li> <li>○ 事業者の事務負担の増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インボイスを含む新たな区分経理の仕組みを導入することが不可欠。</li> <li>・ 消費者と直接接することのない川上や流通等の中間段階の事業者まで広範な事業者の事務負担が増加。</li> </ul> </li> <li>○ 政策目的(低所得者対策)になじまない負担軽減効果の発生 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高所得者にまで負担軽減効果が及び、所要財源が大きくなる一因となる。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>還付限度額等の設定</u>により、<u>財源の問題を解消</u>できるため、「<u>還付ポイント対象品目</u>」を「<u>酒類を除く飲食料品</u>」と広く設定可能。ただし、「<u>還付ポイント対象品目</u>」の設定の不安定さは一定程度残る。</li> <li>○ <u>全ての納税者</u>に対して<u>納税事務は標準・単一税率が維持</u>されるため、<u>インボイスを含む区分経理は不要</u>。</li> <li>○ <u>納税事務・区分経理に係る事務負担の追加は生じない。</u></li> <li>○ 川上や流通等の中間段階の事業者に追加的な事務負担は発生せず、<u>小売段階のみに「還付ポイント」付与関連事務</u>が発生。</li> <li>○ <u>還付限度額</u>による対応が可能。</li> </ul>